

上下水道料金等の支払い猶予

1. 目的

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「生活不安に対応するための緊急措置」に基づき、上水道及び簡易水道料、下水道及び農業集落排水施設使用料の支払いが困難な方に対する納期の延長について緊急措置を行う。

2. 対象者

水道料金等を支払っている個人及び法人で令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少したもの

3. 延長内容

令和2年4月請求分から同年9月請求分までの6ヵ月分の料金等の納期限をそれぞれ6ヵ月間延長する。

4. 申請方法

収入が減少したことがわかる資料を添付し、各料金の担当窓口へ申請する。

上下水道料金等の減免措置

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発令され、外出自粛等により特に影響があると思われる宿泊施設や飲食店の上水道及び簡易水道料、下水道及び農業集落排水施設使用料について、支払い免除による支援を行う。

2. 対象者

宿泊業及び飲食業を営むもので、その事業収入が前年の当該事業収入の30%以上減少したもの

3. 内容

5月分の使用料（6月請求分）の全額免除

4. 申請方法

収入が減少したことがわかる資料を添付し、各料金の担当窓口へ申請する。